



No.219

広 報

きたうら

昭和56年5月

発行・編集／茨城県行方郡北浦村役場

人口と世帯数

4月1日現在
人口 11,219(-52)
男 5,575(-30)
女 5,644(-22)
世帯数 2,554(-18)

ピカピカ の -----

おともだちもたくさんできました



きょうはねんどざいくのじか
んです………何をつくろう
かな！

(幼稚園にて)

行政相談員に

額賀忠衛さん

(再任)

56年予算決まる

般会計	20億4,550万円
国民健康保険	5億9,037万円
簡易水道事業	3億3,889万2千円
老人福祉センター	6,166万3千円

任期満了にともなつ「行政
相談委員」に額賀忠衛さんが
四月一日付で行政管理庁長官
より委嘱されました。

国の行政や役場の仕事など
のことについて相談や意見を
お持ちの方は、気軽に相談し
てください。

額賀さんのお宅は
三和一五五一
二二一七五

生活環境の整備

- 基本計画に基づいて、起債等の財源に依存して改良・舗装工事を進めて行きます。
- 農業後継者対策事業 ○ため池の整備 ○農道整備事業 (稻ヶ谷、小貫地内へ継続事業)
- 畑作改善事業 (小貫、次木) ○水田利用再編対策事業 ○農業構造改善事業 ○自給肥料供給施設建設事業
- 改良 (稻平武田道・行戸稻道、原口道・武田小学校道)

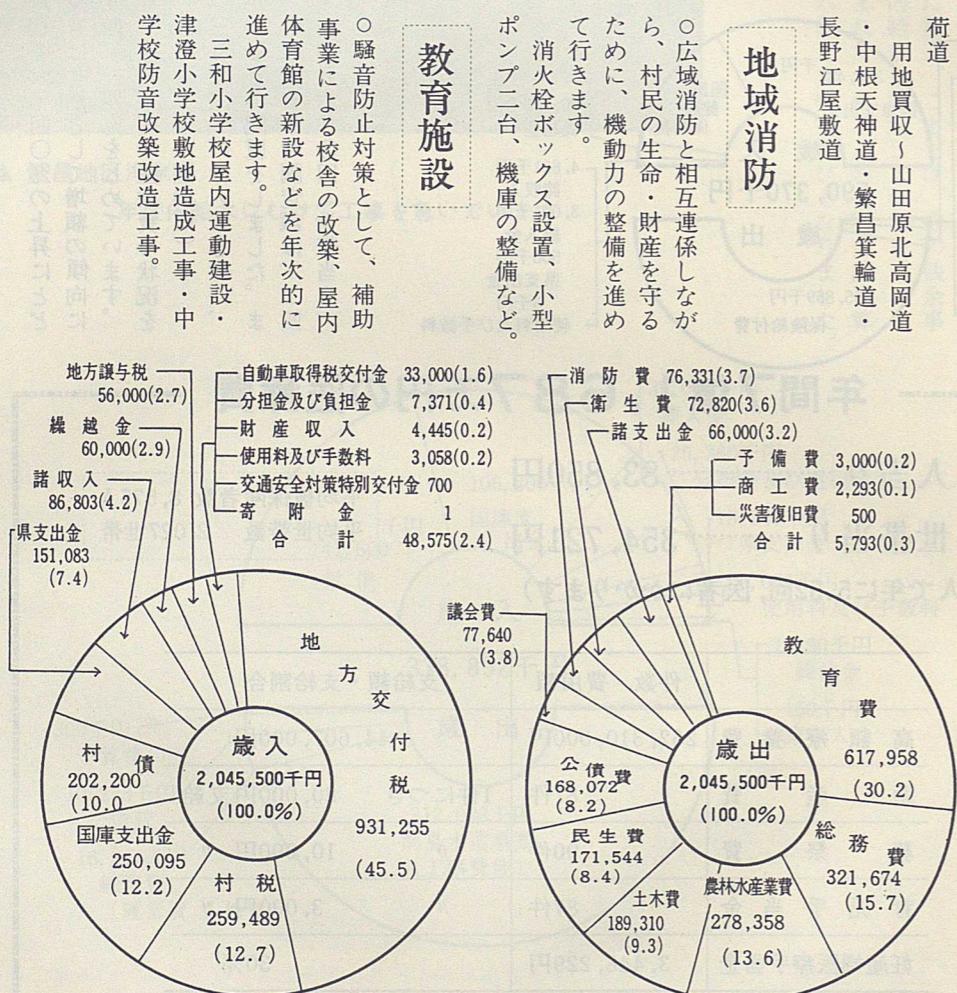
産業の振興

- 危険箇所へガードレール・設置 ○安全協会など関係団体の事業育成 ○地域の連絡情報により早く知らせるため無線放送施設事業 (三ヶ年計画初年度事業)

交通・広報体系の整備

- 危険箇所へガードレール・カーブミラー・赤色回転灯を設置 ○地域の連絡情報により早く知らせるため無線放送施設事業 (三ヶ年計画初年度事業)

一般会計ことしの重点事業



地域消防

荷道
用地買収 (山田原北高岡道)

・中根天神道・繁昌箕輪道・
長野江屋敷道

教育施設

○騒音防止対策として、補助事業による校舎の改築、屋内体育館の新設などを年次的に進めて行きます。

○ポンプ二台、機庫の整備などを行います。

○消火栓ボックス設置、小型ポンプ二台、機庫の整備などを行います。

○広域消防と相互連係しながら、村民の生命・財産を守るために、機動力の整備を進めています。

○消防費 (消火栓ボックス設置、小型ポンプ二台、機庫の整備などを行います) 76,331(3.7)

○衛生費 (議会費) 72,820(3.6)

○予備費 (諸支出金) 3,000(0.2)

○商工費 (災害復旧費) 2,293(0.1)

○灾害復旧費 (合計) 5,793(0.3)

○合計 (合計) 48,575(2.4)

○総務費 (総務費) 321,674(15.7)

○農林水産業費 (農林水産業費) 278,358(13.6)

○民生費 (民生費) 171,544(8.4)

○公債費 (公債費) 168,072(8.2)

○議会費 (議会費) 77,640(3.8)

○固定資産税 (固定資産税) 122,156千円

○村民税 (村民税) 87,132

○たばこ消費税 (たばこ消費税) 28,403

○電気税 (電気税) 12,563

○軽自動車税 (軽自動車税) 6,134

○特別土地保有税 (特別土地保有税) 3,101

○一世帯あたり負担額 (一世帯あたり負担額) 47,829円

○一人あたり負担額 (一人あたり負担額) 10,888円

○北浦村繁昌地区簡易水道新設工事分担金徴収について

○議案第9号 (議案第9号)

○河野村長 (河野村長)

○議案説明に立つ (議案説明に立つ)

○三月九日からの定例会に、五十六年度予算・繁昌地区簡易水道工事分担金の徴収・学校給食費の値上げ・五十五年度各種会計の補正予算などが提案され、全議案原案どおり可決されました。

○五十六年度の当初予算が村議会第一回定例会で可決されました。

○一般会計は二十億四千五百五十万円で昨年に比べ二億八千三百万円の増で十六・〇五%の伸び率、国民健康保健特別会計は五億九千三十七万円で昨年に比べ三千五百五十四万円の増で六・四〇%の伸び率、簡易水道事業特別会計は三億三千八百八十九万二千円で昨年に比べ一千六百八十九万二千円の増で六七・七六%の伸び率、老人福祉センター特別会計は六千一百六十六万三千円で昨年に比べ三千三百七千の減になりました。

○これらの予算は、総額で三十億三千六百四十二万五千円になり、前年度当初予算より四億五千五百九万五千円、十七・六三%の上昇となっていますが、内外の景気変動の影響を受け、今年度も引きい内容となっています。

○このようなかつ効率的な配分により、健全な財政運営を目指として、交通広報の整備・産業の振興・生活環境の整備・地域消防の充実・教育施設の整備を柱しながら「健康で住みよいおいのある村づくり」を目指して、事業執行にあたってゆきます。

○五十六年度も、みなさんより一層のご理解とご協力をうけながら、村政の発展に取組んでゆきますので、よろしくお願いします。

うるおいのある村づくりをめざして 56年度予算総額

30億3,642万5千円

(前年比17.63%増)でスタート

五十六年度の当初予算が村議会第一回定例会で可決されました。

一般会計は二十億四千五百五十万円で昨年に比べ二億八千三百万円の増で十六・〇五%の伸び率、国民健康保健特別会計は五億九千三十七万円で昨年に比べ三千五百五十四万円の増で六・四〇%の伸び率、簡易水道事業特別会計は三億三千八百八十九万二千円で昨年に比べ一千六百八十九万二千円の増で六七・七六%の伸び率、老人福祉センター特別会計は六千一百六十六万三千円で昨年に比べ三千三百七千の減になりました。

○これらの予算は、総額で三十億三千六百四十二万五千円になり、前年度当初予算より四億五千五百九万五千円、十七・六三%の上昇となっていますが、内外の景気変動の影響を受け、今年度も引きい内容となっています。

○このようなかつ効率的な配分により、健全な財政運営を目指として、交通広報の整備・産業の振興・生活環境の整備・地域消防の充実・教育施設の整備を柱しながら「健康で住みよいおいのある村づくり」を目指して、事業執行にあたってゆきます。

○五十六年度も、みなさんより一層のご理解とご協力をうけながら、村政の発展に取組んでゆきますので、よろしくお願いします。

村民税負担の概要

税目別	一世帯あたり負担額	一人あたり負担額
固定資産税	47,829円	10,888円
村民税	34,115	7,766
たばこ消費税	11,120	2,531
電気税	4,918	1,119
軽自動車税	2,401	546
特別土地保有税	1,214	276

■議案第10号 (議案第10号)
北浦村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について
国家公務員の四週一回交替半休制が政令で定められたことに伴い提案され議決されました。
北浦村職員は四月から四週間に一回、交替で土曜日が休みになります（幼稚園の教諭は除く）。

■議案第11号 (議案第11号)
北浦村職員定数条例の一部を改正する条例について
社会教育の充実を図ることと、県派遣職員の任期満了に伴い提案され議決されました。

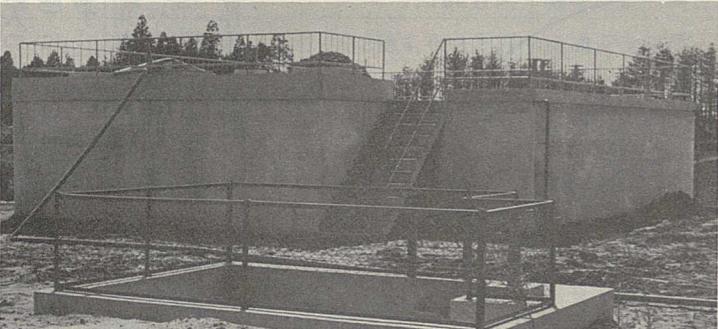
■議案第12号 (議案第12号)
北浦村公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
国土調査法に基づく地籍調査の完了に伴い各公民館の所在地番の変更により提案され議決されました。

■議案第13号 (議案第13号)
北浦村立学校給食センターの設置および職員に関する条例の一部を改正する条例



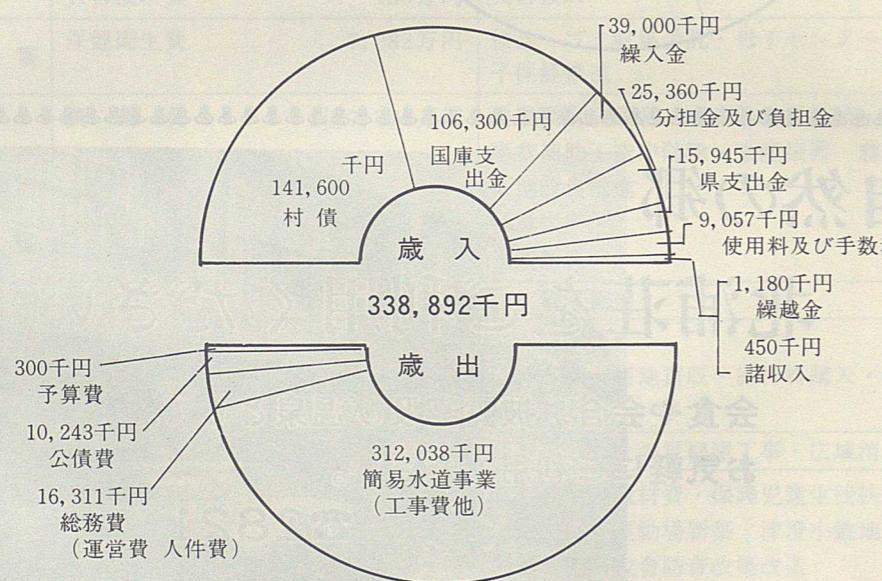
河野村長

簡易水道 3億3,889万2千円



▲繁昌地区浄水場

年度内給水にむけて工事を急いでいます



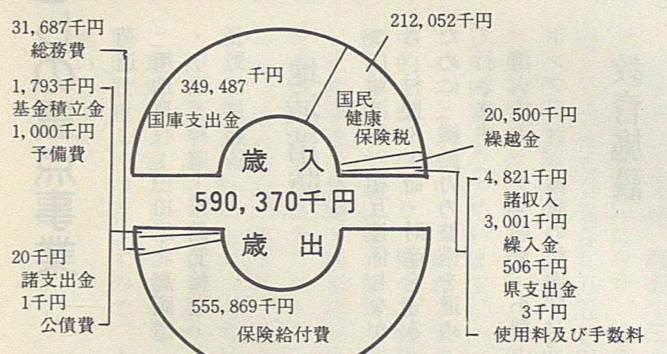
すでに給水業務が行なわれている山田地区に引き続き、昨年度から、新たに繁昌・吉川・中根地区的簡易水道工事をはじめました。五十五年度に完成した浄水場・取水井・本管工事に加え、ことしは、その残余事業をすべて完了、年度内給水を計画しています。これらの事業費が含まれたため、この特別会計予算は、昨年に比べ六七・七六%と大幅な伸びとなりました。

国民健康保険 5億9,037万円



◀母子センターで定例定事として行なわれている乳児検診

新年度予算は前年に對して六・四〇%の上昇にとどまりました。しかし医療費は依然として増額の傾向にあり、歳出においても九四・一四%をしめています。なお、この会計はこれから一年間の医療費の状況を推計して、予算を編成しました。（下図参照）なお、一般会計から「三百万円」の繰入れを行い、保険者負担の軽減をかるなどの配慮をしました。また、保険税の一人当たり、一世帯当たりの調定額は、二四九六〇円（一人当たり）・一〇五六〇円（世帯当たり）となりました。



年間7億1,687万円の医療費

1人当たり 83,850円

1世帯当たり 354,721円

(1人で年に5.52回、医者にかかります)

平均被保険者数 8,575人
平均世帯数 2,027世帯

	件数・費用額	支給額・支給割合
高額療養費	262,310,000円	44,607,000円
助産費	87件	1件につき 80,000円支給
葬祭費	90件	〃 10,000円 〃
育児手当金	87件	〃 3,000円 〃
妊娠婦医療手当金	3,448,229円	30%

について
セントーの所在が国土調査
法に基づく地籍調査による地
番の変更と、運営委員会の規
定を規則から条例に改めたた
め提案され議決されました。

特別会計

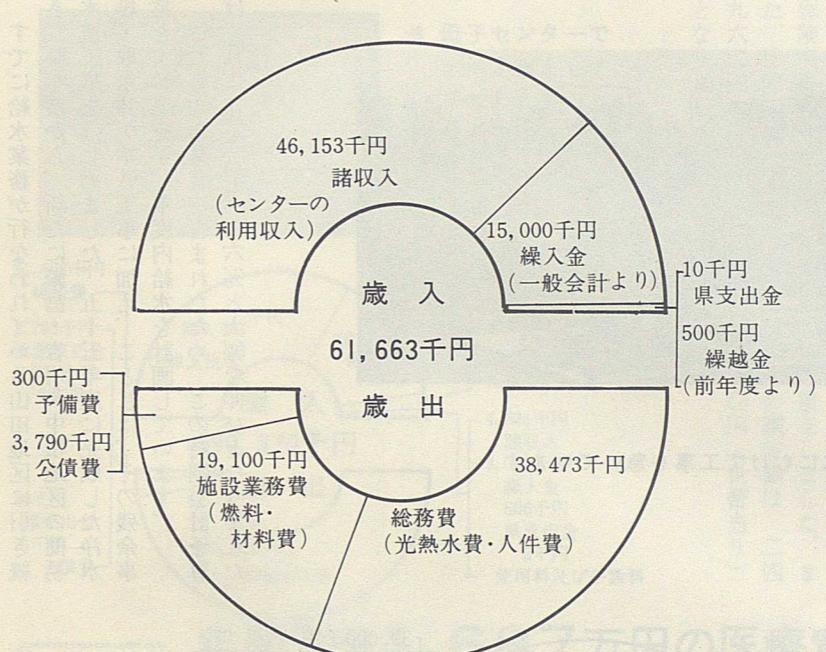
- 議案第14号 北浦村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
- 北浦村学給食費徴収条例の一部を改正する条例について
- 給食材料の値上がり、及び内容の充実のため提案され議決されました。月額・幼稚園三千三百円 小学生三千三百円 中学生三千四百円 職員三千四百円と四月から改正になりました。
- 議案第15号・第16号・第17号・第18号 昭和五十六年度北浦村一般会計・国民健康保険特別会計・簡易水道特別会計・老人福祉セントー特別会計予算について 各会計の歳入歳出については二七ページを参照
- 会計・国民健康保険特別会計・老人福祉セントー特別会計補正予算について 今年度最後の補正を行いました。各会計の総額は次のようにあります。
- 一般会計：総額十九億三千六百八十八万一千円（一百三十三万八千円を減額）
- 国民健康保険：五億四千五百二十八万七千円（一千三百四十五万一千円を減額）
- 老人福祉セントー：総額七千二百六十七万六千円（三十万円を追加）
- 議案第19号・第20号・第21号 昭和五十五年度北浦村一般会計・国民健康保険特別会計・簡易水道特別会計・老人福祉セントー特別会計予算について 各会計の歳入歳出については二七ページを参照
- 会計・国民健康保険特別会計・老人福祉セントー特別会計補正予算について 今年度最後の補正を行いました。各会計の総額は次のようにあります。
- 一般会計：総額十九億三千六百八十八万一千円（一百三十三万八千円を減額）
- 国民健康保険：五億四千五百二十八万七千円（一千三百四十五万一千円を減額）
- 老人福祉セントー：総額七千二百六十七万六千円（三十万円を追加）
- 議案第22号 北浦村就業改善センターの設置及び管理等に関する条例を廃止する条例について
- 就業改善センター（両宿駐在所隣）を公民館武田分館として利用するため提案され議決されました。
- 議案第23号 村道大字繁昌向山道の一部の代替について提案され議決されました。津澄二二四号向山道の一部、延長一四二

おもな事業内容

<一般会計>

議会費	議会費	7,764万円	議会運営・議会広報発行
	総務管理費	2億4,092万円	交通安全対策・防犯対策・広報週報発行・行政アンケート調査・無線放送施設
	徴税費	5,122万円	税金の賦課徴収・完納奨励金・納税協力員手当・計算センター委託料
総務費	戸籍住民基本台帳費	2,309万円	戸籍事務
	選挙費	124万円	啓発
	統計調査費	447万円	統計調査事務
	監査委員費	74万円	監査事務
民生費	社会福祉費	1億1,923万円	国民年金事務・慰靈祭・老人健康調査・老人クラブ助成・老人福祉（家庭奉仕・敬老会・金婚祝・医療扶助・スポーツ大会・福祉電話・愛の定期便）・医療費扶助
	児童福祉費	5,081万円	こども会育成・児童手当・青少年対策・保育児童補助
	災害救助費	150万円	災害救助
衛生費	保健衛生費	7,282万円	検診・ゴミ収集委託・母子センター運営・母子保健推進
農林水産業費	農業費	2億7,724万円	農業委員会運営・農業後継者対策・農業振興事業補助・空中防除・畜産振興・農道整備・土地改良推進
	林業費	15万円	林業振興
	水産業費	97万円	水産振興
商工費	商工費	229万円	商工観光推進
土木費	土木管理費	5,545万円	
	道路橋梁費	1億3,283万円	道路工事・用地買収・原材料購入・橋梁維持
	住宅費	104万円	補修工事
消防費	消防費	7,633万円	団員報酬・火の見機庫工事・広域消防負担金
教育費	教育総務費	4,950万円	健康検査・教材費・保護児童生徒扶助
	小学校費	1億7,379万円	三和小屋内運動場新築・津澄小敷地造成
	中学校費	2億1,000万円	施設整備・校舎防音改築改造
	幼稚園費	4,014万円	通園バス委託
	社会教育費	3,209万円	各種教室開講・成人式・芸術祭・新生活運動・図書購入
	保健体育費	1億1,245万円	村民運動会・学校給食
災害復旧費	土木災害復旧費	50万円	災害復旧工事
公債費	公債費	1億6,807万円	村債元金・利子償還金
諸支出金	普通財産取得費	750万円	自給肥料供給施設用地購入
	特別会計繰出金	5,700万円	老人福祉センター・簡易水道・国民健康保険
	災害援護資金貸付金	150万円	
予備費	予備費	300万円	

老人福祉センター 6,166万3千円



昭和五十六年度も一般会計より「一千五百万円」の繰入れを行い運営してゆきます。
歳入の大部が利用収入（四千六百十五万三千円の見込）により占められ、それによってセンターは賄われます。歳出は、人件費・事務費などと、飲食・宿泊などに伴う業務費です。

利用状況が横ばいです。みんなの施設であり、体をいやす温泉として、どんどん利用してほしいと思われます。歳出は、人件費・事務費などと、飲食・宿泊な

自然の郷

北浦荘をご利用ください

会食や会合、披露宴及び温泉として、
お気軽にご利用ください。



メートル 中員一・八メートルが延長二〇三メートル、巾員二・〇メートルと変更
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号2
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
採択 ○受理番号3
○青色申告の村宣言についての請願（大字中根八六七・三、池田武男外十九名）
請願 ○受理番号1
○青色申告の村宣言についての請願（大字中

届出から契約まで

契約をしようとするときは、取引の当事者（売買の場合であれば売主と買主）は、取引の予定価格や利用目的を書いた知事（十大市の場合は市長）への届出書を契約を結ぶ6週間前までに市町村役場に届け出て下さい。

届出を受けた知事（市長）は、取引価格と利用目的について審査をし、不適正と認めるときは、取引の中止又は変更を勧告することができます。それ以外の場合には、届出日から6週間以内に勧告をしない旨文書で通知します。この通知を受け取れば契約ができることになります。

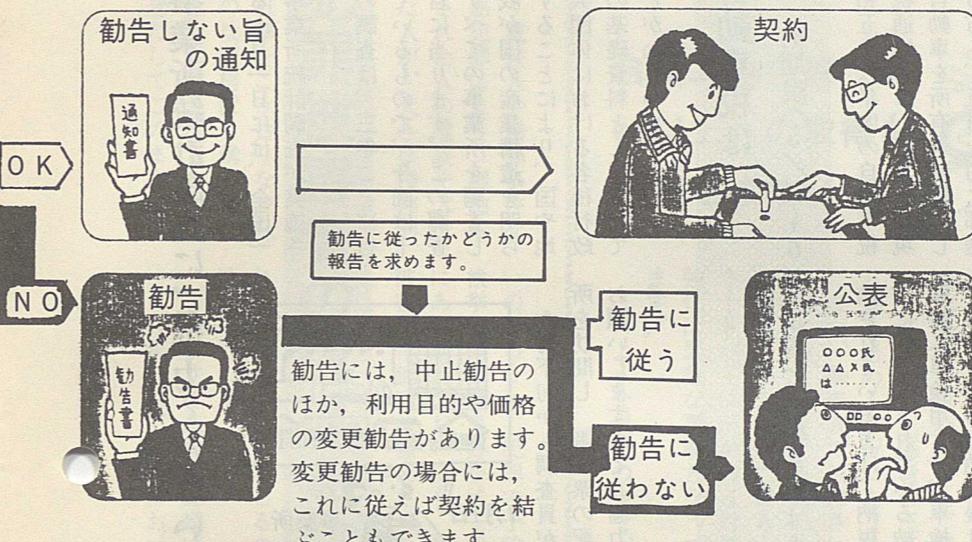
届出は契約の6週間前までにしましょう。



届出は当事者が連名で行います。なお、用紙は市町村の窓口にあります。

6週間以内

価格は、公示価格などと比較しながら高すぎるものではないかどうか検討します。土地の取引では、公示価格を参考にして下さい。利用目的は、用途地域などの計画のほか、道路等の整備状況、週辺の自然環境の状況などから、不都合はないかどうかを検討します。



事前確認制度

宅地分譲や建売、マンション分譲の場合は、分譲業者がその分譲予定価格について高すぎるものではないとの知事（市長）の確認をあらかじめ受けた場合には、個々の取引ごとにあらためて届け出る必要はありません。この制度による宅地分譲等の広告には、「国土利用計画法に基づく事前確認済」などと記載されていますので、購入者はこれを参考にできます。

つまり、契約を結ぶ6週間前までに、取引しようとする土地のある市町村を経由しての投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐため、一定面積以上の土地取引を行う両当事者（売買の場合は、売主と買主）に、届出を義務づけています。つまり、契約を結ぶ6週間に届け出なければならない土地取引は、次の面積以上の土地の売買・交換・代物弁済・地上権の設定・賃貸借契約を行なう場合です。

届出書を提出しなければなりません。届出は、原則として市町村を経由しての取引価格とその土地の利用目的などを記入します。届出書を提出しなければなりません。届出を受ける知事は、届出をしないで土地を購入する場合や、面積の大きな土地を多くの区画に分けて売却する場合のように個々の取引面積が小さくても合計すれば前記の面積以上になる場合に立ち木・建物などを土地と一緒に取引する場合と一緒に行なう場合です。

届出を受ける知事は、届出をしないで土地を購入する場合や、面積の大きな土地を多くの区画に分けて売却する場合のように個々の取引面積が小さくても合計すれば前記の面積以上になる場合に立ち木・建物などを土地と一緒に取引する場合と一緒に行なう場合です。

届出を受ける知事は、届出をしないで土地を購入する場合や、面積の大きな土地を多くの区画に分けて売却する場合のように個々の取引面積が小さくても合計すれば前記の面積以上になる場合に立ち木・建物などを土地と一緒に取引する場合と一緒に行なう場合です。

届出の必要な土地取引

一定面積以上の土地について売買などの取引をする場合は事前に届出が必要です。	
(イ) 市街化区域	2,000m ² 以上
(ロ) (イ)を除く都市計画区域	5,000m ² 以上
(ハ) 都市計画区域以外の区域	10,000m ² 以上

△小規模な土地の所有者多
ル
なお、次の場合にも届け出
が必要です。
△成される土地
利用審査会の
意見を聴いて、
識経験者で構
成される土地
利用審査会の
意見を聴いて、
契約の中止、
△北浦村内の土地は「都市計画区域以外の区域」に該当します。



限られた資源を有効に……

国土利用計画法による

土地取引の届出制

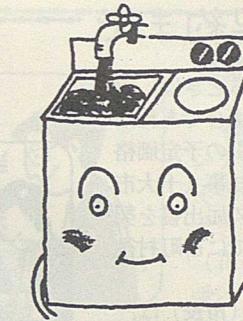
土地取引のまえに

日本の国土、三十七万平方キロは、生活と生産を通じた活動の基盤として、私たちが祖先から受け継ぎ、後代に伝えていかなければならぬ大切な資源です。私たちは、狭いながらも豊かな自然に恵まれたこの国土を、大切に、有效地に利用していくなければなりません。昭和四十七・八年ごろに問題となつたように、土地の買い占めや地価の暴騰

婦人会

粉石けん工場を視察

(46名参加)



北浦・霞ヶ浦の水質汚濁は年を追って進み、県の重点施策として水質浄化運動が展開されています。

合成洗剤に含まれているりんが水質悪化の要因であるとされています。

合成洗剤の放流運動が高まり、粉石けんへの切り替え実践活動が取り組まれています。

このような中で、村婦人会連絡協議会(会長・塙まささ

ン)では、三月十九日の婦人会で、婦人会の方々のご協力で粉石けんの共同購入を実現されました。

このように、今までの洗たく方法を転換し

なければならぬ状況におかれています。

このように、これまでの洗たく方法を転換し

なければならぬ状況におかれています。

このように、今までの洗たく方法を転換し

なければならぬ状況におかれています。

とはいうまでもありません。
水質汚濁防止のため各地で
粉石けんへの切り替え実践活動が得られています。

このような中で、村婦人会連絡協議会(会長・塙まささ

ン)では、三月十九日の婦人会で、婦人会の方々のご協力で粉石けんの共同購入を実現されました。

このように、今までの洗たく方法を転換し

なければならぬ状況におかれています。

このように、今までの洗たく方法を転換し

学級移動教室で「粉石けん」工場(ミヨシ油脂KK・葛飾区)を視察しました。この日は、粉石けんの正しい使い方・じょうずな洗たく水質汚濁防止のため各地で粉石けんへの切り替え実践活動が展開されています。

「洗剤はどうちらでもよい(粉・石けん・合成洗剤)」という

今までの洗たく方法を転換し

なければならぬ状況におかれていました。

このように、今までの洗たく方法を転換し

なければならぬ状況におかれています。

村では、このほど、次のとおり、人事異動を行いました。今回の異動は、職員の退職や定数の増加に伴うものですが、同時に、一部事務機構の仕方などの話し合いのあと改善を行い、村政の充実をはかることを目的としたもので、村職員の約三分の一におよぶものとなりました。

◎退職

岡里 ひで(公民館・用務員)

桜井 きぬ(津澄小学校・用務員)

沼田 さだ(老人福祉センター・用務員)

白戸 栄(福祉センター・調理手)

根本 せつ(給食センター・調理手)

辺田 光雄(幼稚園長・非常勤)

○新採(幼稚園長・非常勤)

三月三十一日付

ごくろうさまでした。

○新採(老人福祉センター・調理士)

岡里 明(山田)

教育委員会・社会教育指導員(非常勤)

岡里 年貢(総務課・庶務係長)

藤崎 昂久(総務課・庶務係長)

岡里 年貢(総務課・庶務係長)

藤崎 昂久(総務課・庶務係長)

岡里 年貢(総務課・庶務係長)

村では、このほど、次のとおり、人事異動を行いました。今回の異動は、職員の退職や定数の増加に伴うものですが、同時に、一部事務機構の仕方などの話し合いのあと改善を行い、村政の充実をはかることを目的としたもので、村職員の約三分の一におよぶものとなりました。

◎退職

小沼 和夫(吉川)

高柳 勝子(内宿)

茂木 米子(内宿)

高柳 とき子(長野江)

公民館・用務員

幼稚園長(非常勤)

保健衛生課・保健婦

野村 祥子(小幡)

総務課・主事

産業課・主事補

農業課・主事

建設課・主事

税務課・主事

教育委員会事務局・主事

真家きみ江(産業課・主事)

建設課・主事

税務課・主事

教育委員会事務局・主事

坂田 好正(建設課・主事)

